

は　　じ　　め　　に

本日、第21回JA宮崎県大会を開催し、向こう3年間、JAグループ宮崎が取り組むべき基本方針を決定いたします。

農業を取り巻く環境は、農業労働力の減少、高齢化の進展、国際化から生じる様々な歪み、世界的な景気減速、農畜産物の価格低迷など厳しい状況にあり、農業政策でも、食料・農業・農村基本計画の見直し、農地法の改正、さらに政権交代に伴い個別所得補償方式が導入されようとするなど、日本の農業は大転換期を迎えています。

このような状況の中で、農業生産基盤を維持し、競争力・経営力のある農業経営を確立するためには、意欲ある担い手の確保・育成が必要であり、農業経営にとっては農業所得の増大が最重要課題であると認識しております。

今大会では、組合員のみなさんとJAグループ宮崎が協同の力を発揮して農業所得の増大に取り組んでいくこととし、議案と併せて「統一目標」を設定いたしました。これから、この実現に向かって、組合員・JAグループ宮崎は一体となって邁進してまいります。

平成21年11月26日

第21回JA宮崎県大会

大会議案策定の視点・背景

～ 農業・JAを取り巻く現状と課題 ～

I 第21回JA宮崎県大会の基本的考え方

II 農業を取り巻く情勢

III JAを取り巻く情勢

I 第21回JA宮崎県大会の基本的考え方

1. 第25回JA全国大会の基本的考え方

第25回JA全国大会議案については、以下の環境認識のもとに決定された。

- (1) 米国発の金融危機に端を発する世界的景気悪化を受け、米国型市場原理主義への過度な偏重見直しの動きが強まり、協同組合理念に基づくJAの事業・活動が再評価される環境が醸成されつつある。
- (2) 世界的な食料需給逼迫の中、農地制度の見直し、食料・農業・農村基本計画の見直し、WTO農業交渉、EPA交渉など、わが国農業政策は大転換期に突入している。一方で、国民の食料・農業への関心が高まっている。
- (3) 地域経済の格差拡大や農村経済の疲弊のなかにあつて、「豊かなくらし」「生活の安定」「医療・福祉」などに対する国民のニーズは拡大しており、JAの農を機軸とした地域協同組合としての役割発揮が求められている。
- (4) 高齢化・後継者不足、販売農家戸数の減少、土地持ち非農家・不在村地主の増加など正組合員基盤は脆弱化し、准組合員比率は増加しており、JA組織・事業基盤の見直し・強化が求められている。

【主題】

『大転換期における新たな協同の創造』

【議案】

- I 消費者との連携による農業の復権
- II JAの総合性発揮による地域の再生
- III 協同を支えるJA経営の変革

2. 第21回JA宮崎県大会の基本的考え方

農業を取り巻く環境は、農業労働力の減少、高齢化の進展、国際化から生じる歪み、世界的な景気減速等により、大転換期を迎えている。そのような中、JAグループは、協同組合の価値を再認識して、経営資源を有効に活用しながら、事業の再構築を行わなければならない。今、組合員のためにJAグループが何をすべきなのか、組合員の視点にたつて考えなければならない。組合員の所得の増大・経営安定のため、JAグループ一体となった支援こそが今最も求められており、これを実践することが地域農業の振興、さらには農業を基幹産業とする本県の発展に繋がるものである。

一方、JAグループは地域密着型の事業展開による地域貢献をその使命の一つとしている。組合員をはじめとする地域住民のJA事業へのニーズの多様化に対応し、これまで以上にJAらしい機能・サービスの提供をはかることが求められている。また、JAグループは人間が生きていくために必要不可欠な食（生産・流通・販売）に携わっている。そのためJAグループは、消費者への食料・農業・農村の理解醸成と、安全・安心な農畜産物の安定的供給をはかる必要がある。

第21回JA宮崎県大会議案は、前回大会議案を基に、実践状況を総括した上で、情勢・環境の変化を踏まえ、JAグループ宮崎として取り組むべき課題に対する基本的対応方針をまとめたものである。

さらに、今回大会では、組合員とJAグループ宮崎が協同の力を発揮し、取り組んでいく事項として、議案と併せて「統一目標」を設定するものである。

II 農業を取り巻く情勢

1. 本県農業の現状と推移

(1) 農家人口 ～減少と高齢化～

農家戸数、農業従事者数は年々減少しており歯止めがかからない状況。県内の就業人口に占める農家就業人口は12.0%まで下がった。また、新規就農者数もここ数年横ばいである。

年齢階層別にみると、すべての階層で減少しているが、特に50歳未満の減少が著しく、階層別の構成比では65歳以上の割合が増加し、高齢化の進行が著しい。

一方、所得目標を明確化した認定農業者や農業法人など、経営体としての農業者は増加している。

①農家人口の推移

	5年	10年	12年	17年	20年	17/12 または 20/12
販売農家戸数	51,460	46,150	42,006	35,245	—	83.9%
農家世帯員数	210,190	182,390	166,005	130,455	—	78.6%
基幹的農業従事者数	74,560	63,530	56,632	54,795	—	96.8%
認定農業者数	298	5,288	5,859	7,449	8,892	151.8%
新規就農者数	191	121	188	239	219	116.5%
うち農業法人就職	—	—	—	79	55	—
農業法人	—	—	—	484	587	—
うち農業生産法人	113	141	156	217	290	185.9%
うち集落営農法人				5	18	—
うちJA主導型				6	12	—

注) 認定農業者制度は平成5年創設のため、平成5年の欄は平成6年実績

②年令別構成（農業就業人口）

(単位：100人、%)

		計	15～29	30～49	50～64	65歳以上
実数	H17年	662	32	95	180	355
	H12年	779	42	139	228	370
増減率		▲ 15.0	▲ 24.0	▲ 31.8	▲ 21.1	▲ 3.9
構成比	H17年	100.0	4.8	14.3	27.2	53.7
	H12年	100.0	5.4	17.8	29.3	47.4
増減			▲ 0.6	▲ 3.6	▲ 2.1	6.3

注) 農業就業人口とは、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

③就業人口に占める農家就業人口の割合

	昭60年	平2年	7年	12年	17年
就業人口	557,801	560,769	582,549	566,981	552,738
うち農家就業人口	129,571	113,228	86,210	77,981	66,245
割合(%)	23.2%	20.2%	14.8%	13.8%	12.0%

※①・②・③は2005年農林業センサスより

(2) 農業生産・構造 ～減り続ける農業生産～

平成19年における農業産出額は3,078億円(全国6位)で、平成になって以後最低額となった。これは、早期米の不作(作況43)によるところが大きいですが、農業算出額は平成2年をピークに減少傾向にある。

①農業産出額の推移

(単位：億円)

	2年	7年	12年	15年	16年	17年	18年	19年
全 体	3,745	3,466	3,128	3,108	3,153	3,206	3,211	3,078
米	367	480	286	258	244	247	234	180
	9.8%	13.8%	9.1%	8.3%	7.7%	7.7%	7.3%	5.8%
畜 産	2,052	1,642	1,642	1,672	1,760	1,823	1,843	1,757
	54.8%	47.4%	52.5%	53.8%	55.8%	56.9%	57.4%	57.1%
野 菜	783	725	623	687	638	626	669	668
	20.9%	20.9%	19.9%	22.1%	20.2%	19.5%	20.8%	21.7%
工芸農作物	162	174	176	121	144	139	97	97
	4.3%	5.0%	5.6%	3.9%	4.6%	4.3%	3.0%	3.2%
そ の 他	381	445	401	370	366	371	368	376
	10.2%	12.8%	12.8%	11.9%	11.6%	11.6%	11.5%	12.2%

②販売金額規模別農家戸数(平成17年)

(単位：100戸)

規模(万円)	販売なし	50万未満	50～100	100～300	300～500	500～1000	1000以上
農家戸数	49	76	38	67	28	39	56
構成比	13.8%	21.5%	10.8%	18.9%	8.1%	11.0%	15.9%

③県内総生産に占める農業の割合

(単位：百万円)

	昭62年	平2年	7年	12年	18年
県内総生産	2,409,508	2,862,386	3,137,814	3,562,736	3,507,400
うち農業	179,282	200,522	186,468	155,482	174,400
割合(%)	7.4%	7.0%	5.9%	4.4%	5.0%

※①・②・③は農林水産省統計調査より

(3) 農業経営 ～所得の減少と低い農業所得率～

本県の農業産出額は、平成18年度で全国第5位、平成19年度では第6位と上位にあるが、農業総産出額に占める農業所得の割合(＝生産農業所得率)は、30.0%(平成18年度)と全国平均(36.4%)を下回っている。これは、畜産・施設園芸を柱とする本県農業の特徴からくるものであるといえるが、より効率的な経営による所得率の向上が急務である。

①生産農業所得統計(平成18年)

(単位：百万円、%)

	農業産出額		生産農業所得	生産農業所得率
	金額	順位	金額	%
宮 崎	3,211	5	962	30.0
(全 国)	86,321	—	31,378	36.4

②一戸あたり（宮崎・販売農家）所得の推移

（千円）

	2 年	12 年	15 年		17 年	18 年	19 年
農業粗収益	4,969	6,546	6,378		7,859	7,597	7,507
農業経営費	3,446	4,841	4,905		5,571	5,603	5,545
農業所得	1,523	1,705	1,475		2,288	1,994	1,962
農業所得率	30.7%	26.0%	23.1%		29.1%	26.2%	26.1%
農家所得	4,994	4,595	4,080		3,577	3,588	3,731
農業依存度	30.5%	37.1%	36.2%		64.0%	55.6%	52.6%

注）平成16年度以後統計数値の計算方法変更により単純な比較はできない。

※①は農水省生産農業所得統計、②は『図説宮崎県の農業』より

（４）農地 ～耕地の減少と放棄地の増大～

平成20年における耕地面積は6万9,500haで、平成12年と比べ2,200ha減少している。また、耕地の利用状況をみると、平成19年の作付延べ面積は7万5,400haで耕地利用率は4ポイント程度減少している。

販売農家における耕地面積別の構成比をみると、1ha未満が全体の54%、3ha以上は全体の10%となっており、小規模経営が多数を占めている。

また、65歳以上の経営耕地面積が15,867㌥（全経営耕地面積の32.5%）あり、うち後継者のいない経営耕地面積が8,551㌥（同17.5%）ある。

地域の農業生産基盤の弱体化が危惧される中で、担い手の育成・支援とあわせて、農地の効率的利用への取り組みが重要である。

また、JA農地保有合理化事業による貸借面積は年々増加しているが、今後もJAの農地利用調整機能のさらなる発揮が求められている。

①耕地面積の推移

	5 年	12 年	17 年	19 年	20 年	19/12
耕地面積（h a）	74,700	71,700	70,200	69,700	69,500	97.2%
作付延べ面積（h a）	93,700	80,400	—	75,400	—	93.8%
耕地利用率	125.4%	112.1%	—	108.2%	—	96.5%
耕作放棄地（h a）	—	4,445	4,685	—	—	—

②耕地面積別経営体数（平成17年）

耕地面積（h a）	0.5 未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0 以上
販売農家数（戸）	7,865	11,294	6,072	3,366	3,194	2,276	1,178
構成比	22.3%	32.0%	17.2%	9.6%	9.1%	6.5%	3.3%

③JA農地保有合理化事業実績（貸借）

（h a）

年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
貸借面積（年度末）	282.5	387.5	450.4	592.7	755.5	821.9

④年齢別の経営耕地面積、農業者数、一人当たり経営耕地面積

(単位：㌂、人)

年齢区分	経営耕地面積		農業経営者数		1人当たり 経営耕地面積	
	12年	17年	12年	17年	12年	17年
15～19	1		1		0.6	
20～24	29	9	13	10	2.22	0.88
25～29	107	81	65	39	1.65	2.08
30～34	522	436	275	183	1.9	2.38
35～39	2,318	1,347	1,278	589	1.81	2.29
40～44	4,926	3,246	3,035	1,753	1.62	1.85
45～49	7,512	5,531	4,946	3,275	1.52	1.69
50～54	7,854	7,758	5,314	4,762	1.48	1.63
55～59	6,738	7,776	4,736	4,914	1.42	1.58
60～64	8,936	6,780	6,813	4,397	1.31	1.54
65～69	7,575	6,509	7,171	5,386	1.06	1.21
70～74	4,529	5,512	5,096	5,375	0.89	1.03
75歳以上	2,452	3,846	3,263	4,562	0.75	0.84
計	53,499	48,831	42,006	35,245	1.27	1.39

区 分	経営耕地面積		構成比	
	12年	17年	12年	17年
65歳以上	14,556	15,867	27.2%	32.5%
うち後継者がいない	5,020	8,551	9.4%	17.5%

※①・②・③は2005年農林業センサスより

2. 食料・農業・農村をめぐる情勢

(1) 国際化の進展と食料自給率の低迷 ～農業・農村の疲弊～

食料・農業・農村をめぐる情勢は、世界的・構造的に食料需給が逼迫し、食料の安定供給が懸念されていることに加えて、米国サブプライムローン問題に端を発した100年に1度と言われる世界的な不況により、原油・肥料・飼料価格の高騰とこれを価格転嫁できないことによる農業経営の悪化、都市と農村の格差拡大など劇的に変化している。

あわせて、「食料・農業・農村基本法」のもとで、国際化の進展や市場原理主義と規制緩和の拡大等により、農業生産額と農業所得は減少しており、わが国の農業・農村の現場は危機的な状況にある。

わが国の食料自給率は41%まで低下しており、農地の利活用や担い手の確保・育成など国内の生産資源を最大限に活用して食料自給率を高めることが国民全体の緊急かつ重要課題である。

このようなかつてない情勢変化に伴い、農家の再生産可能な所得確保と、食料自給率向上のため、実効性のある農業政策とそれを裏付ける予算の確保が必要である。

生産現場からすれば、農業所得を増大することが生産者の最重要課題であり、JAグループ自らの取り組みによる販売戦略の確立と、これを支援する対策の確立が必要である。

(2) 農地制度の見直し

農地法が改正（平成21年6月24日公布）され、本年12月に施行されるが、この改正により、賃借による農地利用について大幅な規制緩和が行われることになり、一般企業など農業生産法人以外の法人の賃借による参入の拡大が予想される。

これに伴い、JAは農地の「出し手」と「受け手」の間で主体的にかかわり、農地の面的集積、有効活用、耕作放棄地の増加抑制等に取り組む必要がある。

(3) WTO農業交渉 ～県民への合意形成～

WTO農業交渉については、2004年7月の「枠組み合意」による基本概念の決定以後、モダリティ確立に向けた協議が重ねられてきている。2008年7月の閣僚級会合では合意寸前までいったものの決裂、その後12月に再度合意の気運が高まったものの合意が見送られた。

日本の主張（重要品目の十分な数の確保、上限関税の阻止等）は少数国の意見として厳しい状況である。特に、2009年7月のラクイラ・サミットで2010年中の交渉妥結が打ち出されており、引き続き動向を注視しながら、国民・県民への理解醸成活動を進めていく必要がある。

また、日豪EPA交渉の本格化、日米FTA交渉の開始について非常に懸念される状況であり、日本の農業を守るという立場に立った国・政府等の行動を強く要請する活動が必要である。

（４）食の安全・安心をめぐる情勢 ～食の安全に対する関心の高まり～

中国製冷凍ギョーザ中毒事件、食品偽装事件等を契機に、国民の食の安全・安心に対する関心が高まっている。

J Aグループをあげて生産履歴記帳運動を行っているが、残留農薬ポジティブリスト制度の遵守、農業生産工程管理手法（GAP）の普及活用を通じて、さらに食の安全・安心の確保に向けた取組みを強化する必要がある。

また、地産地消運動、食農教育、みんなのよい食プロジェクト等の活動を通じて、安全・安心な県産農畜産物の消費拡大や、食料・農業・農村・J Aへの理解醸成を図っていく必要がある。

Ⅲ J Aを取り巻く情勢

1. 本県J Aの概況

(1) 事業管理費削減による事業利益確保の限界 ～事業取扱高・事業総利益の減少の長期化～

事業取扱高について、貯金は増加傾向、貸出金はここ3年は増加傾向にあるが、共済保有高は、平成12年度をピークに年々減少している状況にある。また、購買品供給高は平成16年度以降、諸資材等の価格高騰を受けて上昇している。一方、販売品販売高は平成15年度以後上昇傾向にあったが、畜産物等価格の下落を受けて平成18年度から減少に転じている。

一方、損益において、事業総利益については、信用事業がやや上昇傾向にあるものの、その他の主要事業については、全て減少傾向にある。これまで事業管理費の削減によって事業利益を維持してきたが、近年は管理費の削減の限界により事業利益の確保が非常に厳しい状況となっている。

本県J Aの経営概況推移

(単位：百万円)

年 度	5	10	15	18	19	20
貯金	569,253	606,257	663,625	689,508	692,222	697,141
貸出金	195,420	226,818	217,742	209,747	210,314	217,801
預金	321,904	346,272	426,816	445,056	450,722	442,053
共済保有高	4,390,425	5,070,937	4,901,849	4,552,823	4,403,839	4,267,524
購買品供給高	128,036	112,032	82,995	86,751	87,194	93,476
販売品販売高	153,393	139,267	130,567	139,943	136,429	131,642
事業総利益	34,820	37,572	30,572	28,734	27,807	27,064
(信用)	9,154	11,766	8,804	7,999	8,324	8,161
(共済)	7,467	8,778	8,348	8,537	7,682	7,623
(購買)	12,408	11,761	9,113	8,216	7,947	7,626
(販売)	3,294	3,008	2,710	2,850	2,753	2,684
(指導)	▲ 1,015	▲ 747	▲ 810	▲ 785	▲ 772	▲ 755
(その他)	3,512	3,006	2,407	1,917	1,873	1,725
事業管理費	33,247	33,422	28,514	26,905	26,169	26,001
人件費	25,153	25,030	21,795	20,492	20,095	19,744
事業利益	1,573	4,150	2,058	1,830	1,638	1,064
当期剰余金	1,639	656	1,548	1,493	1,518	1,359

(2) 組合員数の推移 ～正組合員の減少と准組合員の増加～

組合員数をみると、農業就業人口の減少とともに正組合員は減少している。一方で准組合員数は平成12年度に正組合員数を逆転した以後も増加しており、地域社会全体への対応が重要度を増している。

(単位：人)

年 度	5	10	15	18	19	20
正組合員数	77,597	73,891	70,091	67,218	66,230	65,149
准組合員数	57,724	69,089	79,484	82,923	84,308	86,129
組合員計	135,321	142,980	149,575	150,141	150,538	151,278
正組合員率	57.3%	51.7%	46.9%	44.8%	44.0%	43.1%
正組合員戸数	73,922	68,618	62,304	59,007	57,958	56,836

(3) 職員数の推移 ～ 全職員に占める正職員割合の減少 ～

拠点の統廃合・早期退職制度等により正職員数が減少し、正職員以外の全職員に占める割合が平成20年度で45.9%（平成5年度比約5%増）と増加していることから、これらを踏まえた人事労務管理・人事諸制度の確立・運用が重要である。

（単位：人）

年 度	5	10	15	18	19	20
正職員	4,809	4,356	3,727	3,367	3,310	3,319
雇員又は準職員	352	389	339	298	283	263
嘱託	79	83	156	172	191	219
常雇	1,579	1,070	1,438	1,340	1,567	1,681
臨時雇い	1,023	781	651	524	448	413
パートタイマー	311	232	384	214	202	237
正職員以外計	3,344	2,555	2,968	2,548	2,691	2,813
合計	8,153	6,911	6,695	5,915	6,001	6,132

2. JA経営をめぐる情勢

(1) JAに対する諸規制等への対応

これまで、JAに対して自己資本比率規制、ディスクロージャー制度並びに会計制度等をはじめとして、一般企業・一般金融機関と同様の規制に係る制度の適用を受け、それらに対応してきた。

今後においても、JA経営の健全性、透明性を図るため、一般企業等と同様に規制が継続・強化されるものと考えられ、新たな規制に対応できる経営体力を確保するとともに自己責任経営の確立が求められている。

(2) トータルリスクの管理強化

経営リスクの抑制、問題発生 of 未然防止の観点から、トータルリスクの管理が必要である。その取り組みの一つとして、内部統制制度の導入が求められている。

内部統制制度については、JAに対して法的な義務付けはなされていないが、コンプライアンス態勢、リスク管理及び事務処理の標準化・統一化をどの課題も含めた実践が求められている。

さらに、自己責任経営の観点からJAの規模・体力に見合った万全な経営と諸リスク発現を事前に抑制できる体制が求められている。

また、監査体制についても、監事監査、内部監査並びに全国監査機構監査の更なる充実が求められている。

(3) 限られた人的資源の中で最大限の組合員満足度の確保

これまでの事業管理費抑制によって少数化した限られた職員の中であって、最大限組合員の満足を引き出すため、経営者の経営理念を役職員が共有化すること、そして経営理念が人事労務施策に反映されることが求められており、さらに経営戦略として各事業の実践に反映される必要がある。

(4) 組合員組織の活性化と意思反映

組合員の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大等の農業構造の変化により組織基盤・事業基盤の脆弱化が懸念されることから、組合員加入の促進等による組織基盤の強化と目的別組織等の多様な組合員組織の活性化を図り、その意思をJA経営に反映する仕組みを整備することが重要である。

第21回JA宮崎県大会議案

統一目標

- ◎ 農業収入5%アップ、農業経費5%ダウン、
農業所得10%アップ

議 案

- I 組合員の所得向上のための地域農業の創造
- II 組合員の豊かな暮らしを支え、
地域に信頼されるJAづくり

第21回JA宮崎県大会議案等の全体像

メインテーマ

築こう！元気な農業、豊かな暮らし
つなごう！みやざきの「食」・「農」・「地域」

統一目標

……〇組合員とJAグループ宮崎が協同の力を発揮し3年間で実現する統一目標

【所得アップ GO! GO! テン】
農業収入の5%アップ
農業経費の5%ダウン
農業所得の10%アップ

議案

……〇JAグループ宮崎として取り組む基本的対応方針

I
組合員の
ための
地域農業の
所得向上の
創造

組合員の農業所得向上

- ・農業の将来ビジョンの明確化と支援体制強化
- ・営農振興計画の策定と実践、担い手支援の強化
- ・農地の効率的利用
- ・農家経営向上に向けた支援対策
- ・経営改善・経営効率化の支援
- ・宮崎の特徴を活かした農業
- ・営農経済事業の効率化による生産者メリット創出
- ・農業政策の確立

II
組合員の
地域に
信頼される
豊かな暮らしを
支えるJAづくり

組合員のくらしの向上

- ・健康増進と高齢者福祉活動の強化
- ・助けあいによる地域セーフティー
- ・ネット機能発揮、介護・福祉関連事業の実施
- ・「JAくらしの活動」の推進

地域ネットワークづくり

- ・地域貢献と「農業・JA」への理解促進
- ・地産地消、ファーマーズマーケットを通じた消費者との交流・ネットワークづくり、都市と農村の交流、JAグループ宮崎一体となった食農教育の実施
- ・関係団体・異業種との連携

JA経営・事業改革と組織基盤強化

- ・自己責任経営体制の確立
- ・経営理念の明確化、経営管理体制の確立、経営健全化、人づくり・職場づくり
- ・組合員基盤の維持・拡大、魅力ある組織活動、運営参画
- ・農業とくらしに貢献するJA事業

第21回JA宮崎県大会 統一目標達成の取り組み

統一目標

【所得アップ GO!GO!テン】
農業収入の5%アップ
農業経費の5%ダウン
農業所得の10%アップ

組合員の実践

I 収入の増加・経費削減に向けた取り組み

1. 作業日誌・農業簿記の記録・記帳の徹底
2. 経営実績の分析・検討による経営改善
3. 基本技術の確実な実行
4. 土壌診断等に基づいた適正施肥
5. 適正防除の徹底
6. 個体管理、家畜衛生管理の徹底
7. 機械、施設及び農用地等の効率的な活用
8. 施設省エネ対策による重油代の削減
9. 自給飼料増産による飼料代の削減

II 地域農業振興・地域基盤の維持拡大対策への参画

1. 地域(集落)の農地を守るための話し合い組織(集落営農)への参画
2. 農業経営確立のため地域(集落)の農地の有効活用
3. 部会員相互の技術・経営等研鑽による収量・品質アップ
4. 新規就農者等への技術の伝承

農業収入

収量の
アップ
品質の
向上

農業経営費

コストの
削減

JAグループの支援

I 営農指導体制の充実強化

1. 組合員巡回の徹底
 - (1) 組合員巡回に専従できる体制の強化
 - (2) 組合員の技術・経営に応じた営農指導対応
2. 営農指導員の資質向上
 - (1) 専門性発揮のための研修の充実
 - (2) 現場研修等による実践力強化のための研修の充実
3. 各事業部門連携した指導
 - (1) 各部門共有化した情報に基づく個々の経営活動に即した事業対応の実施

II 農家経営支援の強化

1. 経営健康診断事業の活用による経営改善指導の実施

III 将来ビジョンの明確化と担い手育成・支援体制強化 等

第21回JA宮崎県大会 『統一目標』

今回大会のメインテーマとして掲げた

『築こう！元気な農業、豊かな暮らし つなごう！みやざきの「食」・「農」・「地域」』

を、総合力を発揮して実現するために、今後3ヵ年間にJAグループ宮崎として取り組む基本方針として、次の議案を提案している。

- I. 組合員の所得向上のための地域農業の創造
- II. 組合員の豊かな暮らしを支え、地域に信頼されるJAづくり

さらに、今回大会では、県内JAの組合員が、JAとともに、最重要課題として実践事項に着目し、『農業収入5%アップ、農業経費5%ダウン、農業所得10%アップ』を『統一目標』とする。

所得アップ GO! GO! テン

～農業収入 5%アップ、農業経費 5%ダウン、農業所得 10%アップ～

組合員個々の農業経営を確立し、豊かで安心できる暮らしをすることは、組合員にとって、またJAにとっても最重要課題であり、そのために、「着実な農業所得の増大」を目指すこととする。

よって、その今後3ヵ年の目標を「農業収入 5%アップ、農業経費 5%ダウン、農業所得 10%アップ」以上とし、『所得アップ GO! GO! テン』をキャッチフレーズに、組合員とJAグループが共に手をたずさえ、協同の力を発揮して取り組むこととする。

目標に向かっては、組合員自らの取り組みとその取り組みに対するJAグループの支援及び各JA事業部門を通じた取り組み(=大会議案に基づく取り組み)を行う。

I. 組合員の取り組み

1 収入増加・経費削減に向けた取り組み

厳しい農業経営環境・情勢を乗り越え、安定した経営を目指すためには、私たち農家自ら、経営者としての意識を高め、収量のアップと品質の向上による収入増加、管理の徹底と無駄の排除によるコスト削減を図り、所得の増大を目指します。

1. 作業日誌・農業簿記の記録・記帳の徹底
2. 自らの経営実績を分析・検討による経営改善の取り組み実践
3. 基本技術の確実な実行
4. 土壌診断等に基づいた適正施肥
5. 適正防除の徹底
6. 個体管理・家畜衛生管理の徹底
7. 機械、施設及び農用地等の経営資源の効率的な活用
8. 施設省エネ対策による重油代の節減
9. 自給飼料増産による飼料代の削減

2 地域農業の振興・基盤の維持拡大対策等への参画

私たちの農業経営の維持・向上のために、農地の農地としての活用、市場有利性確保のための部会販売力の確保等地域農業基盤の維持拡大に、地域(集落)及び部会の一員として、特に次の事項に積極的に参画し、地域や部会全体の向上とともに、自らの所得向上を図る。

1. 地域(集落)の農地を守るための話し合い組織(集落営農)への参画
2. 農業経営確立のための地域(集落)の農地の有効活用
3. 部会員相互の技術・経営等研鑽による収量・品質アップ
4. 新規就農者等への技術の伝承

II. JAグループ宮崎の取り組み

JAグループ宮崎は、上記の組合員の取り組みに対して、**営農指導体制・農家経営支援体制を充実強化することにより強力に支援します。**

また、今大会提案している次の議案の実践事項に全力で取り組みます。

- I. 組合員の所得向上のための地域農業の創造
- II. 組合員の豊かな暮らしを支え、地域に信頼されるJAづくり

第21回JA宮崎県大会議案

I 組合員の所得向上のための地域農業の創造

1. 農家経営向上に向けた支援対策の強化

組合員の経営安定化の観点から、個々の農家経営の状況把握と、それに応じた農家経営支援を行う。また、生産性向上への取り組みと地域の経営資源の有効活用等により農家所得を確保し、農家経営の向上を図る。

(1) 経営健康診断事業を活用した個人経営体の育成支援

経営改善意欲の高い農家に対しては、経営健康診断の結果、安全、要注意、要改善の各診断区分に応じた事後指導と、個別具体的な経営コンサルの実施により、フォローアップの強化・濃密な経営改善支援の推進を図る。

(2) 生産性の向上対策

農業経営の安定と生産基盤維持のため、経営・技術サポートにより収量・収入のアップを図るほか、資材・施設・機械等のコスト削減に向けた取り組みや、事業の集約や合理化等を含めた効率化により農家負担低減を行い、農家所得の向上を図る。

(3) 多様な農業者への支援

多様な農業者に対して、地域の農業経営資源（農地・施設・機械等）の有効活用の仕組みをつくり、高齢・小規模等の農業者に対してはJAファーマーズ・マーケットを通じた農畜産物の販売を促進するなどにより農家経営の安定を支援する。

2. 将来ビジョンの明確化と担い手育成・支援体制の強化

JAグループ宮崎では、平成18年6月に策定した「JAグループ宮崎担い手育成・支援方針」において、「認定農業者、農業法人、集落営農、新規就農者」を育成・支援する担い手として位置付け、取り組んできた。

しかし、農業者の減少及び高齢化は引き続き進展しているとともに、農業生産力及びJA販売高の減少、さらには農地、ハウス等の経営資源の未活用も増加している。

また、農畜産物価格の低迷、生産資材価格の高騰等により農家所得は減少している。

そのため、地域農業の振興、産地の維持・拡大とあいまった担い手の育成及び支援体制の拡充に向けた対策に取り組む。

(1) 新たな視点での「営農振興計画」の策定・実践

これまでJAは、3ヵ年の営農振興計画を策定し、地域農業の振興、営農指導等を実践しているが、生産販売計画を中心とした内容である。今後は、生産を支える担い手の確保及び農業所得の確保・向上、農地等の地域の経営資源の有効・効率的活用も内容とした営農振興計画を策定・実践する。

（２）品目・部会別担い手育成長期ビジョンの策定・実践

地域農業の振興、産地の維持・拡大と担い手の経営安定を進めるために、部会員とＪＡが共通認識のもと、具体的に実践するための「品目・部会別担い手育成長期ビジョン」を策定し、部会の生産量・販売量を確保するために必要な認定農業者、農業法人、新規就農者等の担い手の確保・支援を実践する。

（３）営農指導体制の充実強化及び担い手対応の連携強化

営農振興計画及び品目・部会別担い手育成長期ビジョンの実践のためには、ＪＡの体制強化が必要であるが、その核となる営農指導体制のより一層の充実を行う。

また、規模や形態、営農類型などが多様化している担い手の個々の経営活動に応じたＪＡ支援体制確立のために、営農指導、経営指導、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業等を通じた個々の情報の共有化等による関係部署の連携強化を行う。

３．農地の効率的利用対策

農地法等が改正され、平成２１年１２月に施行されることとなっているが、主な改正内容は、①農地貸借における規制緩和、②ＪＡの農地貸借による農業経営の導入、③市町村段階での農地保有合理化事業に委任・代理事業を追加した農地利用集積円滑化事業への変更である。

また、本県農地の状況は、担い手の減少や高齢化による農地の減少、耕地利用率の低下、耕作放棄地の増加が進んでいる。さらに今後とも高齢化は進展し、農地として活用されない農地の増加が危惧されている。

一方、異業種からの農業参入も増加しており、平成２１年１月現在５８社（うち農業生産法人３６社）となっている。

そこで、地域の農地の効率的利用の促進、ＪＡの組織・事業基盤の確立、地利用者及び農地所有者への対応強化に向けた対策に取り組む。

（１）ＪＡの体制の拡充

現在、本県ＪＡは農地保有合理化法人として農地保有合理化事業に取り組んでいるが、引き続き農地利用集積円滑化団体として農地利用集積円滑化事業に取り組む。

また、全ＪＡにおいて、ＯＢ等を活用した農地専任職員を設置等ＪＡの体制拡充に取り組む。

（２）農地の面的集積の取り組み

土地利用型農業の経営安定のためには面的集積が必要であり、一方、後継者のいない農地所有者は将来への不安を抱えているとともに、畦や水の管理など、今後の水田機能の維持が危惧されている。これらに対応するために、地域の合意形成組織として集落営農組合（農用地利用改善団体）の組織化を推進する。

また、地域での合意をもとに、担い手への農地の面的集積及び高齢・兼業・小規模農家の担い手への作業の委託等を通じた営農継続に取り組む。

（３）農地の担い手の明確化

集落営農組織においては、地域の実情に応じた担い手の明確化（地域内の認定農業者、作業受託組織、集落営農の法人化、ＪＡ主導型農業法人等）を進める。

また、ＪＡ本体での農業経営も可能となる農協法の改正への対応については、ＪＡ主導型農業法人を地域の農地の受け皿として対応することとし、未設置ＪＡについては、ＪＡ本体での農業経営やＪＡ主導型農業法人の設立を含めた、受け皿機能の整備を検討する。

地域と共生する農業参入異業種及び既存法人については、農地利用集積円滑化事業を通じた農地の面的集積支援を中心として、地域農業振興のパートナーとしての連携のあり方を検討する。

（４）地域の支援体制の確立

国の直轄事業が増加し、事業ごとに設置される各種協議会の中での関係機関の事務負担が増加するとともに、各関係機関の従来の役割まで変化している。

地域農業の振興、産地の維持・拡大とあいまった担い手の育成・支援および農地の有効活用のためには、県、市町村、農業委員会等の関係機関の役割分担を明確化するとともに、連携強化を進める。

特に、農地の有効利用については市町村、農業委員会等の役割が大きいことから、十分な連携及び地域での合意のもと、農地利用集積円滑化団体としてのＪＡの機能を発揮する。

４．宮崎の特徴を活かした農業の確立

農業県として、レベル向上を目指す営農指導体制の強化と、消費・販売ニーズに対応した売れる農畜産物づくりによる特徴ある産地づくりに取り組むとともに、環境に配慮した環境保全型農業へ取り組み、信頼される産地体制を構築する。

（１）みやざきブランドの確立と販売戦略の構築

品目特性を活かし、競争力のある「みやざきブランド」確立に向けた、産地間協力と特徴ある商品づくりに取り組み、消費者・実需者の多様なニーズを捉えた販売戦略構築のため、生産から販売まで一貫した体制の確立と、県域一体となった産地形成を行い販売体制の強化を図る。

（２）環境保全型農業への取り組み

環境保全・地域資源循環を核とした農業体系普及のため、地域資源活用型肥料の普及・推進や、天敵及び生物農薬を活用した防除体系の研究・確立を図る。また、二酸化炭素削減型の農業体系構築のため、バイオマス燃料活用機器や省エネ機器の普及・拡大を図る。

(3) 安全・安心な品質への取組み

消費者から信頼される産地体制の強化を図るため、生産工程管理手法（GAP）の導入を進めるほか、引き続き安全・安心な品質確保に向けた各種の取組みを行う。

5. 営農経済事業の効率化

営農経済事業の機能強化のため、物流拠点・物流体制の集約整備等の合理的・効率的な事業体制の再構築に取り組むとともに、県域での一元分荷・一元配車体制の拡充及び仕入機能の強化等、JAと県連が一体となった事業運営等に向けた事業改革に取り組み、組合員に信頼され貢献できる事業体制の整備・構築を図る。

6. 農商工連携に向けた取組み

農業の資源と商工業の資源とのマッチングによる付加価値創造に向け、情報収集と共有化によりノウハウの蓄積を行い、他業種との連携可能性を検討する。

7. 地域農業振興に向けた農業政策の確立

地域農業の振興のためには、生産現場の組合員の声を広く収集・集約し、農業政策に反映させることが不可欠であり、国政・県政に対し、農業再生のための政策提言力を高めていく。

Ⅱ 組合員の豊かな暮らしを支え地域に信頼されるＪＡづくり

１．地域貢献の取組みと「農業・ＪＡ」への理解促進

高齢化・過疎化や混住化によるコミュニティ機能の低下が進む中、地域の中核的存在としてのＪＡの役割は一層高まっている。地域が元気を取り戻し、地域住民が潤いのある豊かな暮らしを享受できるようＪＡの地域社会との関わりを強化する必要がある。そのためには、地元の農畜産物を中心においた生産者と消費者との交流や、「農業・ＪＡ」への体系的な理解促進活動が必要である。

（１）未来へつなぐ食農教育の実践と仲間づくり

食と農は表裏一体の関係にあり、生産者と消費者が思いを共有することが日本の農業を守ることにつながる。そのため、各組織で地産地消運動をはじめとした食農教育の取組みを充実させるとともに、農業・農家を支えるＪＡについて消費者への理解を促し、食と農の仲間づくりに取り組む。

①「食と農」を通じた地域活性化

「食の未来」を考えることは、「子どもの未来」を考えることであり、生産者と消費者、特に子ども達との交流が重要である。「農」をもっと身近なものとして捉えるため、行政、異業種団体・企業、ＮＰＯ等と連携し、「子ども交流プロジェクト」の実施、食農教育プランに基づいた取組みや食農教育イベントの開催等により、県民が「農」を暮らしの一部として意識する環境づくりに取り組む。

②地産地消運動の推進

安全・安心で新鮮な地元の農畜産物や、伝承されてきた技と知恵による加工食品・工芸品などを販売する直売所は、生産者と地域の人たちとの交流の拠点となっている。今後、さらに消費者の期待に応える直売所へと充実していくため、ＪＡファーマーズ・マーケットのネットワーク作りを進めるとともに、出荷者への指導や農産加工などにより起業する人への支援に取り組む。

また、地元食品産業関係者との連携や学校給食への供給により地産地消運動の定着を図る。

③「みんなのよい食プロジェクト」を軸とした「食」と「農」の仲間づくり

生産者と消費者が一緒に「食」と「農」について考える「みんなのよい食プロジェクト」を県民運動として展開するため、地域の企業や団体等を応援企業（みんなのよい食応援隊）として登録し、地産地消・食農教育の草の根運動として取り組む。

また、地域においてＷＴＯ農業交渉、ＥＰＡ（ＦＴＡ）交渉や農業・農村の果たす多面的機能など農業についての消費者理解を促進するため、農業祭やフォーラム、各種学習会を開催し啓発活動に取り組む。

④ＪＡグループの理解促進の取組み

食料需給が逼迫する中、わが国の食料安全保障に対する不安が広がり、地域農業の振興や安全・安心な農畜産物の安定供給に取り組むＪＡグループへの消費者の期待は高まっている。期待に応えるため、食料・農業・農村政策に関する合意形成や協同組合としてのＪＡグループに対する消費者の理解醸成活動に取り組む。

(2) 健康増進と高齢者福祉活動の強化

組合員が心身ともに健やかに安心して暮らしていくため、行政と一体となった検診活動あるいはＪＡが提案する各種検診の受診促進、野菜などの自給による健康的な食生活、日常的な運動（ストレッチ）など健康づくりのための啓発活動をすすめる。

また、昨今の医師不足は深刻な問題となっており、地域医療を守るための活動に関係機関とともに取り組む。

①「助けあい」による地域のセーフティネット機能の発揮

高齢者がその地域で安心して暮らし続けることを可能とするために、地域に住むみんなの助けあい・支えあいの啓発とともにＪＡ高齢者支援事業による「助けあい」活動の充実強化を図る。

②認知症啓発活動の実践

認知症の人々やその家族が尊厳をもって暮らせるように地域での認知症の理解をすすめる人材が必要であり、認知症についての正しい知識を持ち、暮らしやすい地域をつくっていく「認知症サポーター」の養成と、認知症への啓発活動に取り組む。

③ＪＡ介護保険事業の実施

介護保険の制度や仕組みへの理解促進のため日頃から介護保険についての学習の機会を設け、不安の排除や必要になったときの対応の周知に取り組む。また従来から実施している介護保険事業化ＪＡについては、さらに充実強化を図る。

(3)「ＪＡくらしの活動」の推進と実践

組合員が主体となってすすめる協同活動（くらしの活動）には、①高齢者生活支援、②食農教育、③環境保全、④子育て支援、⑤市民農園、⑥田舎暮らしの６つの活動があり、組合員や地域住民のニーズに応じた活動を推進し、実践する。

また、行政との役割分担を明確にしながら、関係機関との連携をはかり「ＪＡくらしの活動」の推進体制を構築する。

(4) 系統関係団体との連携

食農教育活動、「食」と「農」の仲間づくり、ＪＡくらしの活動等の実施にあたっては、家の光協会、日本農業新聞、農協観光など系統関係団体と連携し、その必要なノウハウの活用を図る。

2. 農業と暮らしに貢献し、選ばれ成長し続けるＪＡバンクの実現

組合員・利用者基盤の多様化と他金融機関との競争激化に対応した農業・生活金融サービスを提供し、取引深耕、地域シェア向上に取り組み、信頼され選ばれ続ける信用事業を目指す。

そのためにも、前提となるＪＡバンク基本方針に基づく健全性確保・体制整備等に引続き取り組み、事業基盤の強化を行う。

(1) 農業メインバンク機能の強化

① 農業者に対する金融対応能力強化

本来的事業基盤である農業金融サービス強化を最重点に位置づけ、本県農業のメインバンクとして、農業の担い手、農業法人、大規模農業者との関係強化、利用者数拡大に取り組む。

② J Aバンクとしての新規就農支援の取組み

新規就農者・後継者向け資金創設、支援事業（含むアグリサポート事業）の検討に取り組む。

③ 経営不振農家対策

不良債権処理対策と併せ農家経営改善のための経営不振農家対策サポートの体制整備に取り組む。

(2) 生活メインバンク機能の強化

① 生活メイン利用者拡大のための取組み

単一取引者層・プレ年金受給者層に対する取引の質（多面的・反復的・継続的利用の拡充）を重視したセット推進（取引の重層化）に取り組む。

② 利用者保護・利用者満足度向上のための取組み

キャッシュカードの100%IC化早期実現を目指し、セキュリティ強化に主体的に取り組む。又、利用者の決済ニーズに応えるため、J Aカードの利便性向上・機能拡充に取り組む。

(3) 地域・社会への貢献

① J Aバンクアグリサポート事業の展開

J Aバンク食農教育応援事業を充実させるとともに、新規施策の展開に取り組む。

(4) 施策実現のための基礎対策

① 人材の育成

顧客基盤の拡充、競争戦略の展開等、J Aバンクにおける諸施策への取組みに必要な人材育成（研修会、人材交流、資格制度導入）に取り組む。

② 積極的な情報開示・P R

積極的な利用者向け情報開示および全国・独自P Rの訴求力強化に取り組む。

③ 商品・事務の統一化、システム効率化への取組み

J Aバンクシステムが「一つの金融機関」として機能するための事務・商品統一の検討・整備に取り組む。

3. 組合員・利用者の暮らしを守る「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供

(1) 3 Q訪問活動の完全実施

未訪問世帯の解消や定期的な訪問活動を通じて組合員・利用者とのコミュニケーションを強化し、契約者の満足度向上を図るために3 Q訪問活動の意義・ねらいを周知徹底し、本来の3 Q訪問活動（全戸訪問、ひと・いえ・くるまの総合保障の確立等）を完全実施する。

(2) 意欲的な推進活動の強化

多様化する組合員・利用者のニーズに対応した保障の提供を行なうために、JAの地域特性（市場性・シェア等）に応じた意欲的な推進活動を実践する。

また、満期継続対策や次世代層対策など、「将来に向けた基礎づくりの推進活動」を実践し、事業基盤の維持・拡大を図る。

(3) 多様なニーズに対応したわかりやすい仕組みの提供

保険法の趣旨を踏まえたわかりやすい仕組みの提供および仕組みの見直し・簡素化に努める。

また、多様なニーズへの対応と他生損保等へ対抗するため、「ひと・いえ・くるま」の仕組みの開発を行なう。

(4) 契約者サービス・品質の向上と保険法への対応

利用者視点に立った共済金請求手続きなどの各種手続きの簡便化等を図るとともに、窓口および自動車損害調査業務などの契約者対応の充実・強化に努める。

また、利用者保護（契約者権利）の強化等を目的とした保険法がJA共済に適用されることを受け、より一層の利用者サービスの向上を図る。

(5) 地域に根ざしたJA・JA共済らしい地域貢献活動の展開

ひと・いえ・くるまの「事故の未然防止活動」と「事故後の相互扶助」の観点から、交通事故対策活動、健康管理・増進活動、高齢者・身障者福祉活動等を拡充し、地域社会とのつながりを強化する。

(6) 広報活動の充実・強化

JA・JA共済の地域貢献・社会貢献活動に関する広報活動を拡充し、地域社会に貢献している事業であることの積極的なアピールを実施する。

(7) JAの事業実施体制および連合会のJA支援機能の強化

JA全体の業務品質と生産性を一層向上させるための本・支所（店）体制の構築を図るとともに、LAを中心とする推進体制の整備・強化と万全な引受、契約保全、支払体制の構築に努める。

そのために、目指すべき人材育成に向けた研修体系の構築と連合会のJA支援機能の更なる強化を図る。

4. 自己責任経営体制の確立

組合員の意思反映や経営管理体制の確立、収支・財務の安定化は、J A事業・活動の前提である。J Aが農業振興と地域貢献を継続して実践するため、万全な経営の確立に取り組む。

また、役職員・組合員等が共有できるJ Aの将来像と組織・事業・運営のあり方についての経営理念を策定する。

(1) 経営理念の明確化と共有化

J Aとして活動していく基本的な姿勢（J A自らが目指すべき方向性）を明確にした「経営理念」を策定し、役職員が共有することで職務の使命感を醸成し、組合員等の利用者満足度の向上を図る。

(2) 経営管理体制の確立

経営リスク全般に対する万全な管理体制を確立する。

①コンプライアンス態勢の強化・徹底

法令等遵守を経営姿勢の基本に置き、業務管理力の向上、万全なリスク管理、風通しの良い職場環境づくり等に配慮した運営を行い、信頼性の向上に努める。

②内部統制の確立

経営の健全性および透明性を確保し、経営責任の果たせる効率的な内部統制の確立を図るため、内部けん制機能の強化や業務標準化・効率化により経営上のリスクの発生の未然防止と適切なコントロールができるよう、内部統制システムの整備および定着化を進める。

③監査体制の充実強化

監査の充実を図るため、監事監査、内部監査、全国監査機構監査の連携により監査対象を網羅的に実施できる監査体制を確立する。また農協監査士・内部監査士有資格者の育成および資質向上により監査機能の強化を図る。

(3) J A経営の健全化

総合事業体として組合員・利用者に事業を通じた継続的・安定的なサービスが提供できる経営を実現する。

①経営戦略に基づく事業の再構築

場所別・部門別の損益管理を徹底し、収益の低下・停滞が見られる事業から成長が見込まれる事業に経営資源を移して生産性を上げる「選択と集中」の取り組みを着実に進め、事業の再構築を図る。

②目標利益の確保による財務基盤の強化

安定した経営を維持するため、さらなる自己資本の増強、特に付加資本（利益準備金、特別積立金）の充実、債権の健全化を図るとともに、経営戦略に基づいた事業伸長・効率化対策等に取り組み、目標利益の確保を図る。

③子会社管理の強化

J Aの経営戦略・経営計画において、子会社等の位置づけ・役割を明確化するとともに子会社管理の徹底を図る。また、子会社の経営状況を的確に把握し、連結ベースでの財務の健全性・収益性の維持・向上に努める。

(4) 役職員の意識改革と人を育てる職場づくり

事業の高度化・専門化に対応するため、職能資格制度等の人事諸制度と連動した職員教育研修体系を構築する。そのうえで職員の職務遂行能力の向上を図るとともに役員の経営管理能力の向上を図る。

①研修計画に基づく着実な研修の実施

階層別研修を計画的に受講する体制を整備し、職員の基本的な知識・態度の向上と意識改革に取り組む。また、時代の要請に適應した専門知識を発揮するためのより実践的な専門研修を実施する。

②協同意識の徹底と魅力ある人づくりの推進・支援

役職員へ『J A綱領』の周知徹底および『経営理念』の明確化・共有化をすすめ、日常の業務・行動において実践する取組みを進める。

また、職務遂行能力の向上と活力ある職場づくりのため、必要な知識・技能の修得をめざした、資格認証試験の取得率向上並びに各専門教育への取組みに対する学習支援を推進する。さらに、o f f・J T（職場外研修）実践時における、受講内容の知識と当事者意識の納得感をもって業務に当ることが不可欠であることから、研修受講後の研修効果が発揮されるよう「研修受講後のフォロー（支援）システム」の取組み推進と実践を図る。

③次代を担うリーダーの育成

改革に挑戦する人づくりの必要性から中核職員を対象とした組織・事業・経営の改革を担う人材育成を目的に、参加組織自らの事業改革を作成・提案し、経営企画に参画するための経営戦略・マーケティング戦略・組織戦略・経営革新など、経営学の基礎知識を習得する「J A戦略型人材育成」の充実を図る。

④環境変化に対応した役員研修の充実

経営管理体制の強化が求められているなか、時代の変革に対応した、トップマネジメント機能と環境変化に対応した組織の変革を推進するためのリーダーシップ機能の発揮を図るため、役員研修会の充実・強化に取り組む。

⑤トータル人事制度の確立・運用

「経営理念」にそった、長期的視点での人事労務管理の方針やJ Aが必要とする人材の体系的・計画的な育成の基本方向を示した人事労務基本方針を策定し、必要な人材を確保・育成するトータル人事制度の確立と適切な運用を図る。加えて、職場目標の明確化等によりチーム力の組成とやる気を醸成し、部門横断的な全員参加型の活力ある職場づくりに取り組む。

5. 組織・事業基盤の強化

農業構造の変化に対応した取組みを展開することで正組合員基盤の維持・拡大を図るとともに、JAの総合事業・活動に賛同する者を幅広く組合員として加入促進し、JAの組織活性化と事業基盤の強化を図る。

(1) 組合員基盤の維持・拡大の取組

地域農業の振興による正組合員基盤の維持・拡大、総合事業メリットを発揮した事業展開を行うことにより「農」を起点とした准組合員の加入促進に取り組み、組織の活性化と事業の安定を図る。

(2) 魅力ある組合員組織活動の創造と実践

青（壮）年部、女性部をはじめ、作物別部会、利用者別組織などJAは様々な組織を有しており、JAの存立基盤となっている。しかし、近年、高齢化や担い手不足などを背景とした組織の活性化に停滞感が漂っている。

組織の活性化を図るため、組合員の意思を反映した魅力あり、生きがいをもてる組織活動を創造し、実践する。

(3) 組合員に対する協同組合教育の実践

組合員に向けて、JAの理念や事業・活動に関する情報を発信し、組織活動支援を通じて協同組合教育を実践する。

(4) 女性のJA運営参画の具体化

農業の担い手として、また幅広くJA事業を利用する機会の多い女性の意見がJA運営・活動に活かされるべきで、理事などへの登用も徐々にすすみつつある。今後、組合員加入をはじめ、総代、理事などの女性のJA運営参画を促進するために、JAにおける方針の明確化と参画の数値目標設定に取り組む。

(5) 農政運動への求心力強化と実践

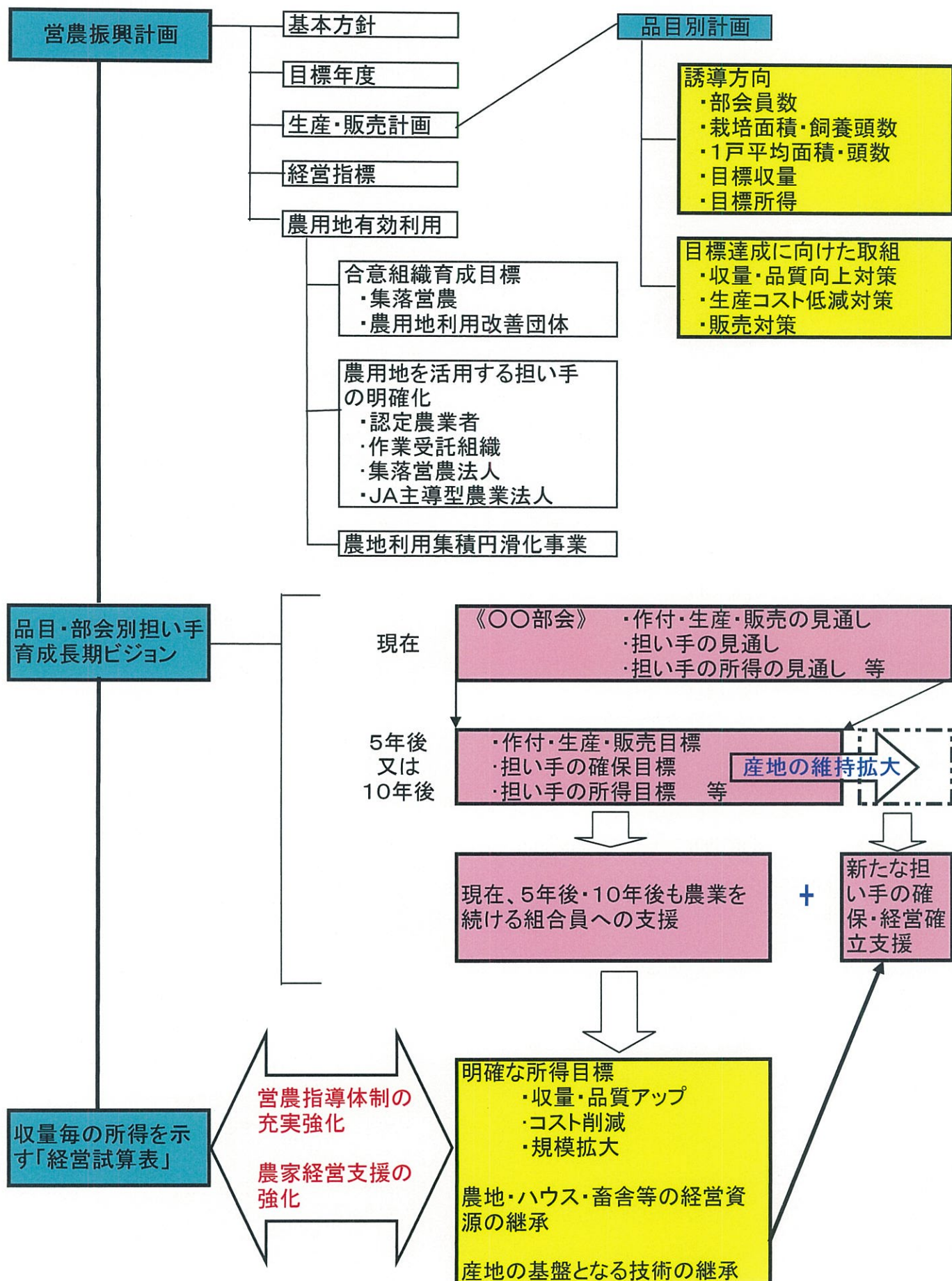
価値観の多様化や混住化など外部環境が変化するなか、また、政権が交代し、農業政策の見直しが現実となったいま、農業・農村を展望できる中長期的な農業政策への提言や要請活動は喫緊の課題である。

そのため、組合員の農政運動への参画意識の高揚につながる施策を実践するとともに、農業が地域との関わりが強い産業であることをふまえ、地域住民に対する農政運動への理解促進に取り組む。

6. 県内組織整備の取り組み

将来にわたり組合員の営農と生活を守ることができるJAづくりのため、組織基盤、財務体質、事業機能の強化を目指し、連合会機能の見直しを含め、JAの組織整備構想に基づく組織整備に取り組む。

**「GO!GO!テン」に向けた「営農振興計画」
「品目・部会別担い手育成長期ビジョン」の策定・実践**



品目・部会別担い手将来見通しの例 《ハウスきゅうり》

現 状		組合員 コード	年齢	経営面積 ㎡	施設状況		生産量 kg	単収 kg	販売高 円	経営 区分 個人 法人	認定 農業者 ○・×	後継者 ○・×	経営志向			
種類別	実面積				築年数								拡大	現状 維持	縮小	品目 転換
					㎡	年										
		1	68	3,366	AP	3,366	12	8,283	8,614,320	個人	○	×			○	
		2	28	2,700	AP	2,700	16	9,438	7,182,318	個人	○	×				
		3	59	1,870	AP	1,732	20	18,685	3,624,768	個人	○	△		○		
		4	49	5,400	耐候	2,091	4	7,835	5,824,081	個人	○	○				
		5	60	2,000	耐候	1,912	5	11,027	5,451,325	個人	○	○		○		
		6	33	2,016	耐候	2,016	10	11,735	6,773,326	個人	○	△		○		
	計					13,817		9,851	37,470,138	個人	×	△		○		

5年後		組合員 コード	年齢	経営面積 ㎡	施設状況		生産量 kg	単収 kg	販売高 円	経営 区分 個人 法人	認定 農業者 ○・×	後継者 ○・×	経営志向			
	種類別				実面積 ㎡	築年数							現状 維持	縮小	品目 転換	
																年
	1	73	3,366	AP	2,000	17	16,728	8,283	5,168,592	個人	○	×				
	2	33	3,362	AP	3,362	21	30,579	9,438	8,618,782	個人	○	×				
	3	64	1,870	AP	1,732	25	18,685	10,788	3,624,768	個人	○	△	○			
	4	54	5,400	耐候	2,091	9	16,383	7,835	5,824,081	個人	○	○				
	5	65	2,000	耐候	1,912	10	21,083	11,027	5,451,325	個人	○	○	○			
	6	38	2,016	耐候	2,016	15	23,657	11,735	6,773,326	個人	○	△	○			
	計				13,113		127,115	9,851	35,460,874	個人	×	△	○			

10年後		組合員 コード	年齢	経営面積 ㎡	施設状況		生産量 kg	単収 kg	販売高 円	経営 区分 個人 法人	認定 農業者 ○・×	後継者 ○・×	経営志向			
	種類別				実面積 ㎡	築年数							現状 維持	縮小	品目 転換	
																年
	1	78		AP		22										
	2	38	3,362	AP	3,362	26	31,734	9,438	8,618,782	個人	○	×	○			
	3	69	1,870	AP	1,732	30	18,685	10,788	3,624,768	個人	○	△	○			
	4	59	5,400	耐候	2,091	14	16,383	7,835	5,824,081	個人	○	○	○			
	5	70	2,000	耐候	1,912	15	21,083	11,027	5,451,325	個人	○	○	○			
	6	43	2,620	耐候	2,620	20	30,754	11,735	8,805,324	法人	○	△	○			
	計						118,639	10,164	32,324,279	個人	×	△	○			

規模拡大する組合員

縮小・離農する組合員

農地・ハウス等経営資源の継承

生産・販売量の減少

力強い産地のための生産・販売量の確保

部会平均単収アップ

新たな担い手の確保

経営試算表の例 《ハウスきゅうり》

県下平均値	
平均単収	11,500 kg
最高単収	14,000 kg
最低単収	8,500 kg

明確な所得目標を実現するための
収量・品質アップ、コスト削減
部会員相互の技術・経営等研鑽に
よる部会生産・販売目標の達成

組合員巡回の徹底
農家経営改善指導
各事業部門の連携

収量 kg	粗収益 円	販売経費 円	組合員 入金額 円	生産費 円	所得		
					10ㇿ 円	20ㇿ 円	30ㇿ 円
6,000	1,776,000	532,800	1,243,200		-427,500	-855,000	-1,282,500
6,500	1,924,000	577,200	1,346,800		-323,900	-647,800	-971,700
7,000	2,072,000	621,600	1,450,400		-220,300	-440,600	-660,900
7,500	2,220,000	666,000	1,554,000		-116,700	-233,400	-350,100
8,000	2,368,000	710,400	1,657,600		-13,100	-26,200	-39,300
8,500	2,516,000	754,800	1,761,200		90,500	181,000	271,500
9,000	2,664,000	799,200	1,864,800	1,670,700	194,100	388,200	582,300
9,500	2,812,000	843,600	1,968,400		297,700	595,400	893,100
10,000	2,960,000	888,000	2,072,000		401,300	802,600	1,203,900
10,500	3,108,000	932,400	2,175,600		504,900	1,009,800	1,514,700
11,000	3,256,000	976,800	2,279,200		608,500	1,217,000	1,825,500
11,500	3,404,000	1,021,200	2,382,800		712,100	1,424,200	2,136,300
12,000	3,552,000	1,065,600	2,486,400		815,700	1,631,400	2,447,100
12,500	3,700,000	1,110,000	2,590,000		919,300	1,838,600	2,757,900
13,000	3,848,000	1,154,400	2,693,600		1,022,900	2,045,800	3,068,700
13,500	3,996,000	1,198,800	2,797,200		1,126,500	2,253,000	3,379,500
14,000	4,144,000	1,243,200	2,900,800		1,230,100	2,460,200	3,690,300

所得の確保できる収量

部会平均以上の収量

所得100万円／10ㇿ以上収量

※ 1. 粗収益：単収×県下平均単価(296円/kg：平成17年度から20年度の平均)
2. 生産費：経済連作成 平成22年産再生産価格算出資料より

第20回JA宮崎県大会決議実践状況

『農』ではぐくむ豊かなくらし

つくろう『共生』の郷みやざき

I 意欲ある経営体づくりを軸とした地域農業振興

II 豊かな地域社会づくりへの貢献と信頼されるJAづくり

第20回JA宮崎県大会決議実践状況について

第20回JA宮崎県大会では、JAグループの使命・役割は、「組合員の安定経営」による「地域農業振興」、地域密着型の事業展開による「地域貢献」であることを再認識し、その実践方策として、『意欲ある経営体づくりを軸とした地域農業振興』、『豊かな地域社会づくりへの貢献と信頼されるJAづくり』を決議した。

その決議事項について、JA・連合会の実践状況をまとめた。

Ⅰ 意欲ある経営体づくりを軸とした地域農業振興

地域農業振興には、個々の経営が成り立つ農業所得の確保・向上が根幹となるため、これからは、より組合員の「経営」に視点をおいたJA機能の発揮が必要であり、組合員の経営管理能力の向上を進めながら、単なる生産規模の拡大ではなく、経営成果の拡大を目的とした総合的な取組みを実施する。

農業振興を計画的に進めるには、総合的な地域農業の将来ビジョンが必要であり、個別の経営から得られる情報を踏まえて、組合員の所得確保のための将来目標とその実現に向けた対策を確立し、経営体の多様性に合わせた経営管理や技術指導、事業対応によって、農業を取り巻く環境変化に対応できる、柔軟で力強い「経営体」づくりをすすめ、地域農業の振興をはかる。

1. 将来ビジョンの明確化と体制強化

地域農業振興を計画的に進めるため、地域農業の将来ビジョンを明確にし、地域農業戦略を策定する必要がある。

そのため、品目・部会別担い手育成ビジョンの策定を進めるとともに、関係機関と一体となって推進体制の確立を支援している。

2. 農業経営の効率化支援

(1) 経営改善に向けた取組支援

担い手育成総合支援協議会と一体となって認定農業者の育成支援の取組みを行っている。

また、経営計画「経営革新プラン」を作成し、目標数値を持った農業経営に対して、農家経営モニタリングやフォローアップ経営診断を実施しながら着実な経営改善に向けた支援を行った。

特に21年度からは、簡易型システムを開発し、活用者の普及拡大を図っている。

(2) 効率的な農業経営形態への転換支援

JAでの窓口対応の強化を図るため、担当者の設置を推進するとともに、地域と共生する農業法人として、JA主導型農業法人、集落営農法人、個人法人

の育成推進を行っている。

また県及び地域担い手育成総合支援協議会において、関係機関と連携して集落営農組織の育成に取り組んでいる。

農業法人の実態と意向を把握し、今後の法人設立支援、法人運営支援、J A事業展開に資することを目的として、J A法人正組合員意向調査を実施している。

(3) 多様な農業者への支援

J Aでは新規就農者育成・確保事業（募集・研修・就農準備支援・営農確立支援）の創設を図り、連合会では研修助成事業を実施している。

またJ A主導型農業法人及び部会を基本とした先進農家での研修受入体制の構築に取り組んでいる。

担い手育成・支援と連動した農用地利用の促進・集積を図るため、地方駐在員・コーディネーター等農地担当者の設置を推進している。

3. 組合員所得向上に向けた経済事業の実践

(1) 経済事業改革の実践

部門収支の確立の観点から①部門収支改善目標の設定、②「農業関連事業」の収支改善、③「生活その他事業」の収支改善の取組みを行っている。特に拠点型事業（農機・SS）については、収支・把握を行い県域マスタープランを策定し、それに基づく取組みを行っている。

また、J A・経済連の枠にとらわれずに、組合員の期待と信頼に貢献できる事業体制を県域でどう実現できるか、といった経済事業ベースでの視点を基本にしながら、具体的には、物流拠点・物流体制の集約整備に取り組むとともに、県域での一元分荷・一元配車体制の実践及び仕入機能強化や、畜産部門における指導体制の一体化を実践している。

(2) 生産基盤拡充対策

営農指導の強化を図るため、J A営農センターの設置・人的体制の整備や県域での専門指導機能を整備し、レベル向上を目指す体制の確立を実施している。

生産基盤の強化については、J A出資型法人・集落営農組織との連携強化により、特に露地品目の生産振興のため、産地開発による業務需要品目の拡大と高品質生産体制の拡大など、特徴ある産地づくりに取り組んでいる。

生産コスト低減のため、ヒートポンプなどの省エネ機器や農機レンタル事業の導入、畜産においては省力化機材の普及促進を行うほか、生産資材関係では、共同仕入による仕入強化や低コスト商品の普及に取り組んだ。規模拡大支援対策として、増頭対策や施設賃借事業等に取り組んでいる。

(3) 営農指導体制の確立

7 J AでJ A営農センター設置し、また営農経済渉外係を含む「営農相談員」を9 J Aにおいて設置し、農家巡回体制の強化を図っている。

県域では、生産技術向上を図るため、J A営農指導員を対象に品目別技術研修会等を計画的に実施している。

(4) 販売力の強化

県域一元販売体制の確立に向けて、販売先の重点化と販売パートナーづくりを推進するとともに、再生産価格の確保を図るため、買取販売や契約取引などの取組みを行った。また、業務加工取引拡大のため産地開発として露地野菜8品目を重点的に推進し、契約産地の拡大に取り組んでいる。

生産資材コスト・燃料高騰に対し新たな取引形態として、燃料サーチャージ制導入や品目別の量目変更等の導入を行い、再生産価格確保や価格浮上対策を実施している。

重点量販店におけるトップセールスを実施するとともに、「みやざきブランド」の海外に向けた展開として、東南アジアを中心に積極的に取り組んでいる。

(5) 購買事業の強化

生産資材・農機部門では拠点の集約整備の検討、SS再編計画の提案と地下タンクの更新の必要性等の周知徹底を図っている。

生産資材部門では、脱石油・省石油型の機器の検討、低コスト肥料のBB肥料の取扱拡大、低コスト農薬の普及拡大や収量・品質10%アップ運動に取り組んでいる。

畜産部門においては、飼料高騰に対して、飼料用米の栽培・給餌試験やエコフィードの活用拡大に取り組んでいる。

(6) 安全・安心な農畜産物の供給体制づくり

安全・安心な産地体制の確立のため、生産工程管理手法(GAP)の普及促進(営農部門)や、トレーサビリティシステムを活用した取組み(畜産部門)を行っている。

ポジティブリスト制度への対応強化として、生産履歴記帳運動の強化や防疫・衛生活動の啓発推進、適正休薬期間のチェック指導を実施している。また、農畜産物総合検査センターを活用して残留農薬分析や栄養・機能性成分分析、畜産物の検査体制の充実強化に取り組んでいる。

II 豊かな地域社会づくりへの貢献と信頼されるJAづくり

JAは、さまざまな事業活動を通じて、地域の活性化を図り、組合員をはじめとする利用者・地域住民が安心して暮らせる豊かな地域社会づくりへのさらなる貢献をする。

こうした地域密着型の取組みを通じて組合員をはじめとする利用者・地域住民の信頼を得ることで、組織・事業基盤の強化・充実をはかる。

また、今後とも農業振興を図り、地域貢献を行うために事業改革に取り組み、信頼が得られるよう健全なJA経営の確立に向けた取組みを継続する。

1. 地域貢献の取組みと広報活動の強化

食農教育については、「JA食農教育プラン」策定を推進し、行政や学校、JA青年部、JA女性部と連携した総合的な食農教育に取り組んでいる。

高齢者の生活支援として、JA介護保険事業や公的サービスの受託により福祉活動を展開するとともに元気な高齢者対策に取り組んでいる。

また、WTO農業交渉、食料・農業・農村基本法の理念実現に向けて、関係機関と連携し、食料自給率向上、県産農畜産物消費拡大、農業の多面的機能、地産地消の推進など県民全体で農業の役割の重要性を確認するため、各種マスメディア・イベント等を活用して県民合意形成に取り組んでいる。

2. 利便性向上に向けたサービスの提供等により信頼される信用事業

宮崎県JAバンク中期戦略を策定し、多様な利用者ニーズに応える金融機能の提供や金融環境の変化に対応できる事業基盤の強化に取り組んだ。具体的には、各JAの担い手金融リーダーが中心となり担い手向け金融対応を行なう体制を構築し、また、新たな担い手向け商品として「農機ハウスローン」等を開発した。

リテール分野におけるサービス提供等の強化として、平成19年に「JAバンク宮崎ローンセンター」を設置し、JA・信連一体となって業者営業に取り組んでいる。

なお、一部JAにおいては、融資専任渉外体制を構築し、住宅ローンを中心とした効率的な営業活動を行っている。

今後は、担い手金融リーダーの更なる対応力強化と、金融環境の変化に対応できる事業基盤の強化に引き続き取り組む必要がある。

3. 最良の保障提供により組合員・利用者の信頼と期待に応える共済事業

組合員・利用者とのコミュニケーションの強化による利用者満足度の向上と未訪問世帯の解消等を図るため、全JAにおいて3Q訪問活動（全戸訪問活動）を実践している。

今後は、更に3Q訪問活動を強化し、様々な情報の収集・管理による新たなニーズの掘り起こしを図る必要がある。

多様化した組合員・利用者のニーズに対応するため、全JAにおいて保障課題別の目標設定を行うとともに、ニーズの高い生存保障の取組みを強化し、万一保障とのバランスの取れた推進活動を展開している。自動車共済については、窓口対応力の強化やサービスの向上等を通じて保障拡充を図っている。

また、利用者満足度の向上に向け、推進活動においては、全JAにLA体制を設置するとともにLAの知識・スキルの向上に努めている。事故処理サービスにおいては、機能分担の見直しと体制の更なる強化と処理の迅速化・適正化を図るなど、あらゆる利用者接点におけるサービス力の強化に取り組んでいる。

その他、組合員等契約者を対象とした集団健康診断等への助成や、高齢者・子どもを対象とした各種イベントの実施を通じて地域社会とのつながりを強化している。

4. 自己責任経営体制の確立

(1) 経営管理体制の確立

コンプライアンス態勢の確立については、事業年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」を基本に階層別の研修会、自主検査、計画的な人事ローテーション、連続職場離脱制度の実施など内部けん制機能の強化は図られている。しかしながら、企業の社会的責任の重要性の高まりから経営リスク全般に対する更なる監事監査・内部監査の充実、コンプライアンス態勢の強化、不祥事未然防止等の強化が必要である。

内部統制システムの整備については、「JAらしい内部統制」の確立を目指し、全般統制評価及び決算・財務報告に係る業務プロセス評価等の導入整備を行っている。

(2) JA経営の健全化

場所別・部門別損益に基づく経営管理については、経済事業改革の実践、減損会計の適用等により経営の合理化・効率化が図られてはいるが、事業取扱高の減少等による収支の悪化が懸念されることからより一層の取組みが必要である。

また、安定した経営を維持するためJA経営健全化運動による目標指標を設定し、さらなる自己資本の増強、特に付加資本（利益準備金、特別積立金）の充実、債権の健全化等の財務基盤の強化に取り組んでいる。

(3) 役職員の意識改革と人材育成

役職員研修については、農協講習所、JAそれぞれで実施している。講習所では、「JA役職員研修実施計画」に基づき、基本研修・専門研修を計画的に実施している。

21年度より、組織・事業・経営の改革を担う人材育成を目的に「JA戦略型人材育成研修会」を実施している。

5. 組織・事業基盤の強化

組合員の加入促進、組合員組織の活性化を図ることが喫緊の課題である。

組合員組織の活性化については、青年部・女性部への加入促進を図るとともに、

各種研修会や実践活動によるリーダー育成に取り組んでいる。

6. 県内組織再編計画の策定・実践

将来にわたり組合員の営農と生活を守ることができるJAづくりのため、組織基盤・財務体質・事業機能の強化を目指し、JAの組織整備構想に基づく組織整備に取り組んでいる。



しまのぶひこ

嶋 信彦

ジャーナリスト

地方が主役へ～これからの10年

1942年生まれ。慶應大学経済学部卒業後、毎日新聞社に入社。ワシントン特派員などを経て、東京本社経済部を最後に、1987年 毎日新聞社を退社し、フリーとなる。現在は、テレビ・ラジオ等でキャスター、コメンテーターを務めるなど、多方面で活躍中。

■職歴・経歴

1967年 慶應大学経済学部卒業。毎日新聞社入社、秋田支局勤務。

1971年 毎日新聞東京本社経済部勤務。

1981年 ワシントン特派員。サミット始めIMF、ガットなどの国際会議取材。

1983年 米ミシガン州フリント市の名誉市民となる。

1987年 毎日新聞社を退社、フリーとなる。

現在、TBSテレビ「朝ズバッ！」(木曜5:30～8:30)、BS-TBS「榊原・嶋のグローバルナビ」(土曜8:30)、TBSラジオ「嶋信彦のエネルギーネットワーク」(日曜23:00)「ニュースズームアップ」(水曜7:00)にレギュラー出演中。白鷗大学経営学部教授、NPO法人「日本ウズベキスタン協会」(TEL03-3593-1400)会長を務める。先進国サミットの取材は26回に及ぶ。

■役職

内閣官房「行政支出総点検会議」、会計検査院「会計検査懇話会」、総務省「情報通信審議会」及び「ICTビジョン懇談会」、国土交通省「独立行政法人評価委員会」の各委員 等

■URL

「嶋信彦のコラム」 <http://mainichi.jp/select/biz/shima/index.html>

「日本ウズベキスタン協会」 <http://homepage2.nifty.com/silkroad-uzbek/index.html>

■著書

『日本の「世界商品」力』(集英社新書)

『嶋信彦の一筆入魂』(財界研究所)

『首脳外交ー先進国サミットの裏面史』(文春新書) ほか多数

JA宮崎県大会の歩み

回	開催日	主な出来事及び大会議案	
1	27. 2. 25	・第1回全国農協大会 ・農地法成立 ・白井義男、ボクシングフライ級世界チャンピオン	
2	28. 10. 26	・第2回全国農協大会 ・県経済連設立 ・バカヤロウ解散 ・NHKテレビ放送開始	
3	29. 9. 27	・全中、県中央会設立 ・第5福竜丸、ビキニ島で水爆被爆 ・防衛庁、自衛隊発足 ・鳩山一郎内閣成立	
4	32. 10. 28	【農協法公布10周年記念大会】 ・第5回全国農協大会 ・農協刷新拡充三ヶ年計画	
5	33. 10. 24	・第6回全国農協大会 ・大干ばつ（8県に対策本部設置） ・1万円札発行 ・天皇・皇后両陛下ご来県	
6	34. 10. 26	・「県農民連盟通信」（後の農政みやざき）発刊 ・南部販購連、経済連と合併 ・皇太子殿下ご成婚	・農民課税の適正化 ・通運事業運賃上げ反対 ・甘藷澱粉の価格対策 ・系統組織の整備強化 ・農民連盟の組織強化
7	35. 10. 25	・県信用基金協会設立 ・池田内閣成立（高度経済成長時代へ） ・国民所得倍増計画閣議決定 ・NHK、ラジオ宮崎（現MRT）テレビ放送開始	
8	36. 10. 26	・農業基本法公布 ・農協合併助成法公布 ・米ソ有人人工衛星打上げ合戦の幕開け（ソ連：ガガーリン人類初宇宙へ）	・食料管理制度に関する決議 ・農業基本法の運用に関する決議 ・畜産事業体制の確立に関する決議 ・農民・農協課税に関する決議
9	43. 11. 19	【農協創立20周年記念大会】 ・えびの地震災害発生 ・3億円強奪事件発生	・農業基本対策の確立に関する決議 ・農協運動の強化に関する決議 ・農協長期計画の実行に関する決議
10	51. 10. 14	・第14回全国農協大会 ・九州縦貫自動車道えびの～高原間開通 ・ロッキード事件（田中角栄元首相逮捕） ・福田赳夫内閣成立	・協同活動強化運動の推進に関する決議 ・基本農政確立に関する決議 ・農家等個別経営の体質強化に関する決議 ・協同組織体の体質強化に関する決議
11	53. 11. 17	【農協法公布30周年記念大会】 ・第15回全国農協大会 ・新東京国際空港（成田）開港 ・農林省から農林水産省に改称	・協同活動強化運動の実践に関する決議 ・県農協組織の再編成に関する決議 ・基本農政の確立要請に関する決議

回	開催日	主な出来事及び大会議案	
12	57. 11. 24	・第16回全国農協大会 ・500円硬貨発行 ・中曽根康弘内閣成立	・農業の振興と農協の方策の策定と実践 ・農協経営刷新強化方策の策定と実践 ・農協の農政・広報活動の策定と実践 ・農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止の貫徹
13	60. 11. 14	・第17回全国農協大会 ・日本電信電話公社、民営化 ・日本専売公社、民営化	・宮崎県農業・農村振興方策の実践 ・農協生活活動基本方針の策定 ・農協経営刷新強化方策の実践 ・農協教育・広報活動の充実強化
14	63. 10. 26	【農協発足40周年記念大会】 ・第18回全国農協大会 ・少額貯蓄非課税制度（マル優）原則廃止	・国際化に対応する宮崎県農業の確立 ・組合員・消費者ニーズ、環境変化に対応する農協事業の展開 ・活力ある組織・経営基盤の強化
15	3. 11. 18	・第19回JA全国大会 ・県連組織整備審議会発足 ・ソ連崩壊、湾岸戦争 ・雲仙普賢岳火砕流発生 ・宮沢喜一内閣成立	・本県の特性を活かした農業の確立 ・ふれあいと活力のある地域づくり ・組合員の信頼に応える農協づくり ※愛称『JA』とJAマークの決定
16	6. 11. 17	・第20回JA全国大会 ・県立農業大学校開校 ・平成米騒動 ・村山富市内閣成立	・みやざきブランドの確立 ・ふれあいと生きがいのある地域づくり ・組合員との連携を深めた事業・組織づくり
17	9. 11. 21	・第21回JA全国大会 ・消費税率が3%から5%へ	・『共生』による食料・農業・農村地域の基本方向の確立 ・宮崎県農業の特性を活かしたみやざきブランドの展開 ・農村の活性化とふれあいのある地域づくり ・組合員の期待と信頼に応えるJAづくり
18	12. 11. 17	・第22回JA全国大会 ・本県で口蹄疫の疑い症状発生 ・「食料・農業・農村基本計画」決定（目標年度2010年）	・食・農・共生の世紀づくりに向けた食料・農業・農村方策の確立 ・農家経営安定対策の新たな展開 ・時代の要請に応える事業・経営・組織の構築
19	15. 11. 19	・第23回JA全国大会 ・鳥インフルエンザ発生 ・イラク戦争	・安全・安心な食の提供 ・地域農業振興による農家経営・生活の安定と安心の確保 ・組合員・消費者・地域に信頼・貢献されるJA
20	18. 11. 21	・第24回JA全国大会 ・JAグループ宮崎担い手育成・支援大会を開催	・意欲ある経営体づくりを軸とした地域農業振興 ・豊かな地域社会づくりへの貢献と信頼されるJAづくり
21	21. 11. 26	・第25回JA全国大会 ・政権交代（自由民主党→民主党）	【統一目標】『所得アップ！GO！GO！テン！』 ・組合員の所得向上のための地域農業の創造 ・組合員の豊かな暮らしを支え、地域に信頼されるJAづくり